

新地町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「指針」という。）に基づき、障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。以下同じ。）の高齢化、障害の重度化又は同居家族等の死亡等による社会的な孤立に備え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するための地域生活支援拠点等の整備に関する事業（以下「地域生活拠点等整備事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、指針に基づく障害者等の自立を支援するための拠点又は面的な体制をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、新地町とする。

(地域生活支援拠点等の機能)

第4条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

(1) 相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業及び地域定着支援等を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握等した上で、常時の連絡体制の確保や、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入れ体制や、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供 障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応を行うことができる体制確保や、専門的な対応ができる人材の養成を担う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業者の届出等)

第5条 地域生活支援拠点等の機能を担う事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 指定一般相談支援事業者
- (5) 指定特定相談支援事業者
- (5) 指定障害児相談支援事業者

2 地域生活支援拠点等の機能を担おうとする事業者は、当該事業者が定める運営規程（地域生活支援拠点等の機能を担う旨の記載があるものに限る。）の写しを添えて、町長に地域生活支援拠点等届出書（様式第1号）を届け出るものとする。

3 町長は、前項の届出を受理し登録する場合は、地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により登録を行った事業者（以下「拠点機能事業所」という。）について、地域生活支援拠点等登録事業所リスト（様式第3号）に記載するものとする。

（変更）

第6条 拠点機能事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等登録事項変更届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

（廃止等）

第7条 拠点機能事業所は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1か月前までに地域生活支援拠点等廃止・休止・再開届出書（様式第5号。以下「廃止・再開等届出書」という。）を、拠点事業を再開したときは、その後2週間以内に廃止・再開等届出書を町長に届け出なければならない。

（遵守事項）

第8条 拠点機能事業所は、事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域生活支援拠点に係る報酬の算定について、その趣旨及び担う役割を十分に理解した上で、適切に加算額を算定し、費用を請求すること。
- (2) 実施した事業の内容について、記録を作成すること。
- (3) 前号の記録は、作成した年度の翌年度から起算して5年間保存し、実施主体から当該記録の提出の求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。
- (4) 障害者等及びその家族等の権利擁護に十分留意すること。

（秘密の保持）

第9条 拠点機能事業所の職員は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査等)

第10条 町長は、拠点機能事業所に対して、必要に応じて事業の運営状況に係る調査を実施することができるものとする。

2 町長は、拠点機能事業所に対して、各事業の運営状況について、随時報告を求めることができるものとする。

(登録の取消し)

第11条 町長は、拠点機能事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、拠点機能事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく事業の全部又は一部を行わなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第8条または第9条の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。